

## 熊本県情報公開審査会の答申(平成14年8月16日付け答申第74号)の概要

### 1 事案の概要

(1) 平成11年8月20日付けで熊本県知事に対して、

熊本県総務部私学文書課県政情報室におけるコピー機に関する契約関係文書(契約期間、コピー1枚あたりの単価等)及びその基礎となる資料のすべて(97年度～99年度)

熊本県総務部私学文書課県政情報室におけるコピー機の使用状況及びその基礎となる資料のすべて(95年度～99年度)

の2件について開示請求があった。

(2) これらの開示請求に対して、実施機関(熊本県知事(私学文書課))は、平成11年9月3日付けでコピー機に関する契約書や契約に至るまでの一連の手の書類及び契約後の請求書等を開示決定した。

ただし、

旧条例第8条第2号(個人識別情報)該当を理由に、

ア コピー機を取扱う事業者(以下「事業者」という。)の営業所長等の氏名

旧条例第8条第3号(法人等情報)該当を理由に、

ア 事業者の住所、名称及び印影

イ 複写サービス料金(複写 枚までは単価 円、 枚から 枚までは単価 円などの記載)

ウ 事業者の口座番号及び口座名義

旧条例第8条第8号(事務事業情報)該当を理由に、

ア 見積書を徴収する事業者を選定する際の参考となる情報が記録されている部分

が非開示情報に当たるとの判断により、これらの部分を除き開示する一部開示の決定であった。

(3) 平成11年9月 7日 一部開示決定に対して全部開示を求める異議申立て

(4) 平成11年9月10日 実施機関から熊本県情報公開審査会に諮問

(5) 今回の答申は、これらの諮問に対する答申である。

(なお、これら2件は、併合して答申を行った。)

### 2 主な争点

旧条例第8条第3号該当性(複写サービス料金を開示することにより、事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるか)

異議申立人の主張の要旨	実施機関の主張の要旨
<p>役所の物品の購入価格を開示することは、地方自治の根幹であり、当然に必要なことである。</p>	<p>複写サービス料金は、法人の営業上のノウハウに該当するので、開示することは法人の競争上の地位その他正当な利益を害する。</p> <p>当該料金が明らかになれば、事業者と取引関係にある他の相手方が、自己の取引額に不満を抱き値引きの要求をするなど事業者にとって営業上の著しい支障が生じる。</p> <p>当該料金が明らかになれば、同業他社が有利な条件を得ることができ、他社との販売競争を展開している事業者の競争上の正当な利益を損なう。</p>

### 3 答申の概要

#### (1) 審査会の結論

実施機関が非開示とした部分のうち、複写サービス料金及び見積書を徴収する事業者を選定する際の参考となる情報が記録されている部分は、開示すべきである。

#### (2) 審査会の判断の要旨

##### ア 複写サービス料金について（開示すべき）

次の理由により、これらの情報を開示しても、法人の正当な利益を害するとは認められないため旧条例第8条第3号には該当せず開示すべきである。

実施機関の主張 については、これらの情報を開示しても、県政情報室という特定の相手方に対する特定のコピー機の複写単価などが明らかになるのみであり、事業者の営業上の秘密やノウハウまで明らかになるものではない。

実施機関の主張 については、取引関係にある当事者間の価格交渉は常に予想されることであるから、開示により、両者の信頼関係が悪化し、営業上の著しい支障が当該事業者に生じるとまでは認められない。

実施機関の主張 については、同業者間の競争が起こり得るとしても、そ

れは自由競争の社会において行われる通常の競争の一環であり、それを避ける利益が同号にいう競争上の地位その他正当な利益に当たるとは認められない。

イ 見積書を徴収する事業者を選定する際の参考となる情報（契約実績）が記録されている部分について（開示すべき）

この部分を開示しても、当該事業者の契約状況の一部が判明するにすぎず、当該事業者に不測の不利益をもたらすとは考えられない。したがって、実施機関が、これを開示すれば今後行うコピー機導入において見積書を徴収する事業者の選定事務手続に支障をきたし、適正な導入ができなくなるおそれがあると考えとしても、それは危惧の念にとどまるというべきであり、当該部分は旧条例第 8 条第 8 号に該当しない。

ウ 上記ア、イ以外の非開示部分について（非開示相当）

次の情報を実施機関が非開示としたことは、妥当である。

事業者の営業所長等の氏名（旧条例第 8 条第 2 号該当）

事業者の住所、名称及び印影（平成 10 年 10 月 1 日前に決裁又は供覧の手続が終了した公文書に記載）（旧条例第 8 条第 3 号該当）

事業者の口座番号及び口座名義（旧条例第 8 条第 3 号該当）

諮問実施機関	：熊本県知事（私学文書課）
諮問日	：平成11年 9月10日
答申日	：平成14年 8月16日（答申第74号）
事案名	：熊本県総務部私学文書課県政情報室におけるコピー機に関する契約関係文書等の一部開示決定に関する件（平成11年諮問第79号及び第80号）

## 答 申

### 第1 審査会の結論

熊本県総務部私学文書課県政情報室におけるコピー機に関する契約関係文書（契約期間、コピー1枚あたりの単価等）及びその基礎となる資料のすべて（97年度～99年度）（以下「本件公文書1」という。）及び熊本県総務部私学文書課県政情報室におけるコピー機の使用状況及びその基礎となる資料のすべて（95年度～99年度）（以下「本件公文書2」という。）について、熊本県知事（以下「実施機関」という。）が非開示とした部分のうち、複写サービス料金及び複写サービス枚数に関する部分並びに見積書を徴収する事業者を選定する際の参考となる情報が記録されている部分は、開示すべきである。

### 第2 諮問に至る経過

- 1 平成11年8月20日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）による全部改正前の熊本県情報公開条例（昭和61年熊本県条例第37号。以下「旧条例」という。）第5条の規定に基づき、本件公文書1及び本件公文書2について公文書の開示請求を行った。
- 2 平成11年9月3日、実施機関は、開示請求に係る公文書として、本件公文書1については、平成9年度から平成11年度までの熊本県総務部私学文書課県政情報室（以下単に「県政情報室」という。）におけるコピー機の複写サービス契約に関して、当該契約に至るまでの事前の手續に係る文書を含む一連の文書を、また、本件公文書2については、平成7年4月1日から平成11年7月31日までの期間に使用した当該コピー機における各月ごとの請求書を特定し、本件公文書1については、

旧条例第 8 条第 2 号、第 3 号又は第 8 号に該当することを理由に、また、本件公文書 2 については、旧条例第 8 条第 2 号又は第 3 号に該当することを理由に、次に掲げる部分を除外し開示する一部開示の決定（以下「本件一部開示決定」という。）をそれぞれ行った。

( 1 ) 本件公文書 1 の非開示部分

ア 事業者の営業所長の氏名、担当者の氏名及び支店長の氏名

イ 事業者の住所、名称及び印影（ただし、平成 10 年 10 月 1 日以後に決裁又は供覧の手続が終了した公文書に記録されている当該情報については開示した。）

ウ 複写サービス料金及び複写サービス枚数に関する部分（月間基本複写サービス料金、月間基本複写サービス枚数、複写単価、熊本県の月間契約基準複写サービス数、不良複写枚数控除率）

エ 見積書を徴収する事業者を選定する際の参考となる情報が記録されている部分

( 2 ) 本件公文書 2 の非開示部分

ア 事業者の営業所長の氏名及び支店長の氏名

イ 事業者の住所、名称及び印影（ただし、平成 10 年 10 月 1 日以後に決裁又は供覧の手続が終了した公文書に記録されている当該情報については開示した。）

ウ 複写サービス料金及び複写サービス枚数に関する部分（月間基本複写サービス料金、月間基本複写サービス枚数、当月使用枚数、複写単価、開示することにより当該複写単価等が推測される場合の小計額及び合計額）（以下上記（ 1 ）ウと併せ、これらを総称して「複写サービス料金等」という。）

エ 事業者の口座番号及び口座名義

3 平成 11 年 9 月 7 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、本件一部開示決定を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

なお、実施機関はこの異議申立ての際に当該異議申立人から、本件公文書 2 のうち平成 7 年度及び平成 8 年度の文書については異議申立ての対象としないことを口頭で確認している。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件一部開示決定を取り消し、本件公文書1及び本件公文書2を全部開示することを求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び口頭意見陳述の中で述べている異議申立ての理由を要約すれば、概ね次のとおりである。

- (1) 本件一部開示決定は、熊本県情報公開条例第1条の趣旨に反する。
- (2) 役所の物品購入に関し、入札価格も全然示されないということは大変な驚きである。例えば、大阪市では、コピーの単価は1枚2円75銭で契約されているという文書が開示されている。熊本県では情報公開の際のコピー代が1枚30円（現在は20円になっているが）という高額であることを隠すために、コピーの単価などが非開示とされている。このような情報を開示することは地方自治の根幹であろう。
- (3) 物品、サービス等に関して、その単価、料金形態を明らかにしないということは、本来的にそのコストパフォーマンスを判断する基本的基準が欠落していることとなり、税金によって運営される行政行為そのものの信頼性が根底から覆される。

### 第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

#### 1 旧条例第8条第2号（個人識別情報）該当とした理由

事業者の営業所長の氏名、担当者の氏名及び支店長の氏名は、当該事業者の従業員としての個人情報であり、旧条例第8条第2号の規定に該当する。

#### 2 旧条例第8条第3号（法人等の競争上の地位その他正当な利益を害する情報）該当とした理由

##### (1) 複写サービス料金等について

これらの情報には事業者の営業努力の結果導き出された契約単価や金額が記載されており、これらは事業者独自の価格体系に基づき、契

約相手の取引条件（使用台数、使用機種、使用予定枚数、設置状況等）、他社との競争状況及び特別事情等に応じて、それぞれに異なった価格が設定されている。それらは、単に一製品の一定枚数毎の契約単価や月間最低請求金額だけでなく、専門的に解析されると、価格設定、価格体系、原価、割引率等の重要な営業秘密さえも判明する可能性が極めて高いものである。したがって、これらの情報は、本来、事業者の内部で管理されるべき営業上のノウハウに関する情報に該当する。

これらの情報が開示されれば、当該事業者が多くの顧客と継続的に取引関係を維持していく上において、契約相手に不信感を与え、信頼関係を損ない、単純な価格比較により値引きを強要されるなど、営業上の著しい支障をきたすおそれがあり、当該事業者の事業運営上の地位が損なわれる。

また、事業者の契約金額が独自の価格体系等に基づき設定されていることなどから、もしこれらの情報が開示されれば、同業他社に営業上有利な条件をあたえることになり、他社との激しい販売競争を繰り広げている当該事業者にとって、その競争上正当な利益を損なうものと認めざるを得ない。

よって、旧条例第8条第3号に該当することは明らかである。

## （2）事業者の住所、名称及び印影について

平成10年9月30日以前の決裁文書に記載されたものについては、旧条例第8条第3号に該当するため非開示とした。ただし平成10年10月1日以後の決裁文書に記載されたものについては、同号のただし書二（支出の相手方の名称を開示する規定）が適用されるため開示とした。

## （3）事業者の口座番号及び口座名義について

これらの情報は、事業者が事業活動を行う上での重要な内部管理に属する情報であり、事業者の事業活動にかかわりなく一般に公開すれば、当該事業者の正当な利益が損なわれることは明らかである。よって旧条例第8条第3号に該当することから非開示とした。

3 旧条例第8条第8号（事務事業に支障が生じるおそれのある情報）該当とした理由

見積書を徴収する業者選定の基準等には、事業者の協力によって得られた複数の複写機メーカーの各代理店の契約実績の情報が含まれている。

この情報を開示すれば、契約実績が少ない事業者に不利益を及ぼす可能性がある。

また、事業者の協力によって得た情報を一方的に開示することは、情報を提供した事業者と県との信頼関係を悪化させ、今後、県が入手したい情報を得られなくなる危険性がある。そのことは、県が行う複写機導入に係る業者選定事務手続に支障をきたし、適正な導入ができなくなるおそれがあるため旧条例第8条第8号に該当し、非開示とした。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書1及び本件公文書2に記録されている情報に共通する性質の情報が多いことから諮問第79号及び第80号を併合して審査、答申することとした。そのうえで本件一部開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 開示請求に係る公文書について

(1) 本件公文書1について

本件公文書1は、平成9年度から平成11年度までの各年度の県政情報室におけるコピー機の使用に関して事業者と複写サービス契約を締結するために、実施機関の職員が作成又は取得した文書であり、概ね次の文書で構成されている。

ア 複写サービス契約についての伺い文

イ 複写サービス契約における見積書の徴収についての伺い文

ウ 複写サービス契約における契約締結についての伺い文

エ 複写サービス契約について事業者から提出された見積書（上記ウの添付文書）

オ 複写サービス契約書（案文及び正式文書）（上記ウの添付文書）

ア及びイの文書には、コピー機のメーカー名及び機種名、当該機種を選定した理由、事業者の住所、名称及び代表取締役等の氏名等が記載されている。ウの文書には、事業者の名称等が記載されている。エ

の文書には、事業者の住所、名称、印影及び営業所長等の氏名、コピー機の機種名、複写単価、月間最低複写サービス料金等が記載されている。オの文書には、事業者の住所、名称、印影及び営業所長等の氏名、コピー機の機種名、複写単価、月間最低複写サービス料金、熊本県の月間契約基準複写サービス数、不良複写枚数控除率等が記載されている。

(2) 本件公文書2について

本件公文書2は、実施機関と事業者が締結した複写サービス契約に基づき、県政情報室が平成7年4月1日から平成11年7月31日までの期間に使用した黒モードのみ対応コピー機及びカラーモード対応コピー機それぞれの複写サービス枚数に対する各月ごとの複写サービス料金の請求書である。

本件公文書2には、事業者の住所、名称、印影及び営業所長等の氏名、請求金額、月間基本複写サービス枚数、複写単価、口座番号、口座名義等が記載されている。

2 旧条例第8条第2号該当性について

旧条例第8条第2号本文は、開示しないことができる情報として「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」と規定している。

この趣旨は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーについては最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書については、同号ただし書に該当するときを除き、非開示とすることを定めたものである。

同号に該当することを理由に実施機関が非開示とした部分は、本件公文書1に記録されている情報のうち事業者の営業所長の氏名、担当者の氏名及び支店長の氏名であり、また、本件公文書2に記録されている情報のうち事業者の営業所長の氏名及び支店長の氏名である。これらの情報は、個人に関する情報であって特定の個人が識別されるものであることが認められるので、旧条例第8条第2号本文に該当する。また、同号ただし書イからニまでのいずれにも該当しない。

### 3 旧条例第8条第3号該当性について

旧条例第8条第3号は、開示しないことができる情報として「法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。」と規定している。

この趣旨は、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報が記録されている公文書については、同号ただし書に該当するときを除き、非開示とすることを定めたものである。

同号に該当することを理由に実施機関が非開示とした部分は、本件公文書1及び本件公文書2に記録されている情報のうち 事業者の住所、名称及び印影、 複写サービス料金等、 事業者の口座番号及び口座名義である。これらの情報は、同号に規定する「法人等に関する情報」に該当することは明らかである。

次に、これらの情報を開示することにより、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるか否かについて、それぞれの情報ごとに検討する。

#### (1) 事業者の住所、名称及び印影について

これらの情報は、本件公文書1及び本件公文書2のうち平成10年10月1日前に決裁又は供覧の手続が終了したそれぞれの公文書に記録されていると認められるので、これらの情報の開示の可否に当たっては、熊本県情報公開条例の一部を改正する条例（平成10年熊本県条例第30号。以下同じ。）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の熊本県情報公開条例第8条第3号（以下「平成10年改正前条例第8条第3号」という。）の規定が適用される。熊本県情報公開条例の一部を改正する条例による改正後の熊本県情報公開条例第8条第3号ただし書二は、同号本文の例外として「実施機関との契約に関する支出に係る公文書に記録されている情報に含まれる当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名」を開示することができる旨を定めているが、平成10年改正前条例第8条第3号はこの旨を定めていないので、同号本文の規定に該

当するか否かによりこれらの情報の開示の可否を判断することとなる。

当審査会の調査によると、これらの情報は複写サービス契約に基づく実施機関の債権者の情報であると認められる。

当審査会では、平成10年1月13日付け答申第30号及び平成12年3月27日付け答申第63号において、前述のただし書二の規定が加えられる前の条例の解釈として、債権者名等の情報は、本来、取引の当事者だけが相互に保有しているものであって、信義則及び取引慣行に照らして第三者に当然に提供できるものではないので、開示することにより、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるという見解を示している。

実施機関が非開示とした事業者の住所、名称及び印影についても、この見解と同様に考えることができる。

したがって、これらの情報は、平成10年改正前条例第8条第3号本文に該当する。また、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

## (2) 複写サービス料金等について

実施機関は、複写サービス料金等を開示すれば、これが専門的に解析された結果、価格設定、価格体系、原価、割引率等の重要な営業秘密さえも判明する可能性が極めて高くなり、これらの情報は本来、事業者の内部で管理されるべき営業上のノウハウに関する情報に該当すると主張している。

しかしながら、当審査会が本件公文書1及び本件公文書2を見分したところ、これらの情報を開示しても、県政情報室という特定の相手方に対する特定のコピー機の複写単価や月間最低複写サービス料金などが明らかになるのみであり、それによって、当該料金等の設定方法、当該事業者が保有するコピー料金の価格体系の全体、原価、割引率等の営業上の秘密やノウハウまで明らかになるものではない。

また、実施機関は、これらの情報を開示すれば、当該事業者が多くの顧客と継続的に取引関係を維持していく上において、契約相手に不信感を与え信頼関係を損ない、単純な価格比較により値引きを強要されるなど営業上の著しい支障をきたすおそれがあり事業者の事業運営上の地位が損なわれ、また、同業他社に営業上有利な条件をあた

えることになり、事業者の競争上の地位その他正当な利益を損なうと主張している。

まず、上記の主張について検討すると、複写サービス料金等が明らかになれば、当該事業者と取引関係にある他の相手方が当該事業者に対し、自己の取引価格との差異を理由にいささか不満を抱くことや、それを契機として値引きの要求をすることが全く生じないとはいえない。しかしながら、このようなことが起こり得るとしても、取引関係にある当事者間の価格交渉は常に予想されることであり、複写サービス料金等が明らかになることによって、両者の信頼関係が悪化し、営業上の著しい支障が当該事業者に生じるとまでは認められない。

次に、上記の主張について検討すると、複写サービス料金等が明らかになることで、同業他社が有利な条件を得てより安い価格で実施機関の利用を求めるなど、同業者間の競争が起こることはあり得るとしても、それは自由競争の社会において行われる通常の競争の一環であり、それを避ける利益が同号にいう競争上の地位その他正当な利益に当たるとは認められない。

以上のことにより、複写サービス料金等を非開示としたことについて実施機関の主張は妥当ではなく、これを開示しても、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。

したがって、これらの情報は、旧条例第8条第3号に該当しない。

### (3) 事業者の口座番号及び口座名義について

当審査会では、平成10年1月13日付け答申第30号及び平成12年3月27日付け答申第63号において、法人等の口座番号及び口座名義は、当該法人等が金銭の出納や事業資金の管理等を行うための重要な内部管理情報であり、それが一定範囲の者に知られ得る性質のものであるとしても、その公表範囲は当該法人等が自ら選択できるものであって、取引の相手方等に対して自ら明らかにする場合以外には、当該法人等の内部管理情報として管理するのが通常であると考えられるので、開示することにより、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるという見解を示している。

実施機関が非開示とした事業者の口座番号及び口座名義についても、この見解と同様に考えることができる。

したがって、これらの情報は、旧条例第 8 条第 3 号本文に該当する。  
また、同号ただし書イからニまでのいずれにも該当しない。

#### 4 旧条例第 8 条第 8 号該当性について

旧条例第 8 条第 8 号は、開示しないことができる情報として「県又は国等が行う取締り、監査、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟その他事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるもの、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの又は県の行政の公正若しくは円滑な運営に著しい支障が生ずることが明らかなもの」と規定している。

この趣旨は、開示することにより、当該事務事業の公正又は円滑な執行の確保に支障が生ずると認められる情報が記録されている公文書については、非開示とすることを定めたものである。

当審査会は、同号の解釈・適用に当たっては、行政機関の側の利便を基準にその主観的判断に基づいて決されるべきものではなく、保護されるべき利益が実質的に保護するに値する正当なものか、危険が具体的に存在することが客観的に明白であるといえるか、などについて総合的に検討しなければならないものと解する。

同号に該当することを理由に実施機関が非開示とした部分は、本件公文書 1 に記録されている情報のうち見積書を徴収する事業者を選定する際の参考となる情報が記録されている部分である。この部分は、同号に規定する「県が行う事務事業に関する情報」に該当することは明らかである。

次に、当該部分を開示することにより、県が行う将来のコピー機導入に係る事業者の選定事務手続に支障をきたし、適正な導入ができなくなるおそれがあるか否かについて検討する。

実施機関は、当該部分を開示すると、契約実績が少ない事業者に不利益を及ぼす可能性があり、また、情報提供した事業者と県との信頼関係を悪化させ、県が入手したい情報を得られなくなる危険性があるので、今後県が行うコピー機導入において見積書を徴収する事業者の選定事務手続に支障をきたし、適正な導入ができなくなるおそれがあると主張す

るので、この点について検討する。

当審査会において当該部分を見分したところ、これには、実施機関が見積書を徴収するために一応の候補とした複数の事業者が、どのような相手方に契約実績があるのかが記載されているが、その相手方の区分の仕方はごく大まかなものであることが認められた。したがって、当該部分を開示しても、当該事業者の契約状況の一部が判明するにすぎず、当該事業者に不測の不利益をもたらすとは考えられないので、今後行うコピー機導入において見積書を徴収する事業者の選定事務手続に支障をきたし、適正な導入ができなくなるおそれがあると実施機関が考えるとしても、それは危惧の念にとどまるというべきである。

したがって、当該部分は、旧条例第 8 条第 8 号に該当しない。

## 5 結論

以上により、冒頭の「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 熊本県情報公開審査会

会	長	坂本 仁郎
会長職務代理者		石橋 敏郎
委	員	福嶋美和子
委	員	大江 正昭
委	員	林田美恵子

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成11年 9月10日	・ 諮問（第79号及び第80号）
平成11年10月22日	・ 実施機関から一部開示理由説明書を受理
平成13年11月27日	・ 諮問の審議
平成14年 1月10日	・ 異議申立人から意見を聴取
平成14年 5月23日	・ 諮問の審議
平成14年 6月27日	・ 諮問の審議
平成14年 7月31日	・ 諮問の審議